

市では、市内への移住定住の促進と新婚世帯の新生活を応援するため、各種助成制度を設けています。ぜひ、ご活用ください。
 詳しくは市ホームページで「牧之原市 移住定住」と検索してください。

名称	対象者・条件・助成内容など
子育て家族定住奨励金	夫婦共に40歳未満の人または中学生以下の子どもと同居する人が、市内に新たに住宅を取得する場合、奨励金を交付します。基礎額30万円で、各種加算があります。
結婚新生活支援助成金	新婚世帯の住宅の購入や賃貸に係る初期費用や賃料、引っ越しに係る費用を30万円を上限に助成します。
しあわせ新婚さん家賃助成金	新婚世帯の住宅の賃料を、月額4万5千円を超えた分について、月額1万円を上限に24カ月間助成します。
空き家活用リフォーム等補助金	牧之原市空き家・空き地バンク制度を利用して市内へ移住する人に対し、対象住宅のリフォーム費用を上限30万円、残置物の処理費用を上限5万円、それぞれ助成します。
移住就業支援金	首都圏に直近5年以上在住・在勤していた人が、静岡県への認可を受けた市内企業へ就職し市内へ移住すると、単身者60万円、世帯100万円を助成します。

制度ごとに、利用の条件や申込期限、申込方法などが異なります。詳しくは情報交流課までお問い合わせください。 ☎0040 ■seisaku@city.makinohara.shizuoka.jp

定住

住宅の取得や、結婚に伴う引っ越しを検討している人は相談を！
移住定住・結婚新生活支援助成金をご活用ください
 問い合わせ 情報交流課 森 ☎(23) 0040

議会

11月8日会期
令和元年11月市議会臨時会の主な内容をお知らせします
 問い合わせ 総務課 源間 ☎(23) 0050

正副議長の選出について
 選挙の結果、議長に中野康子議員、副議長に大井俊彦議員が選出されました。



議長
中野 康子 議員



副議長
大井 俊彦 議員

専決処分の承認を求めることについて(令和元年度牧之原市一般会計補正予算(第4号))
 令和元年10月25日付けで専決処分した補正予算について承認され

ました。
 この補正予算は元年度第4回目の補正で、1億4489万3千円を増額し、補正後の総額を207億6826万7千円としました。
 今回の補正予算では、台風19号により被害を受けた、農地農業用施設や公共土木施設の災害復旧事業の実施に係る測量および設計などを行うための委託料、崩土除去や稲わらの回収処分などに係る経費の計上をしました。

監査委員の選任について
 市議会議員のうちから、監査委員に太田佳晴議員が選任されました。



監査委員
太田 佳晴 議員

交流

2020東京五輪・パラリンピックホストタウン交流事業
中国安康市と「友好都市に関する協定」を締結
 問い合わせ 情報交流課 桑田 ☎(23) 0040

本市と中国陝西省安康市は、平成28年度からお茶を通じた友好交流を続けており、平成29年には「友好都市関係の発展に関する覚書」を締結しています。
 11月20日に、安康市の趙俊民市長を代表とした政府関係者など18人が本市を訪れ、市内の茶関連事業所などを視察するとともに、友好関係をさらに強固なものにするため、「友好都市に関する協定」を締結しました。
 締結に当たり杉本市長は「お茶を通じた交流から始まったご縁を



覚書に署名した趙俊民安康市長(左)と杉本市長(右)

大切に、交流の発展を願っています」とあいさつ。趙市長は「安康市と牧之原市は共通点が多い。仲の良い友人として、お茶はもちろん、企業やスポーツなど幅広い交流をしていきたいと思います」と今後の交流の発展を期待しました。
 また、本市は2020東京五輪・パラリンピックのサーフィン競技で中国のホストタウンに登録されています。調印式後に行われた歓迎交流会では、「細江セミナー」の皆さんが「東京五輪音頭」を披露し、会場を盛り上げました。



東京五輪音頭を披露する細江セミナーの皆さん

税金

固定資産税は1月1日現在の固定資産所有者に課税されます
固定資産税についてお知らせします
 問い合わせ 税務課 山口 ☎(23) 0035

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者に課税される地方税です。
 固定資産税は、年の途中の売買や相続などにより所有権が移転した場合でも、その年度分は1月1日現在の所有者に課税されます。
 この税は、市税全体の約半分を占めており、市民サービスや公共事業などを行うための重要な財源となっています。

納税義務者

固定資産税を納めていただく人は、原則として固定資産の所有者です。

税額の算出方法

固定資産税額は「課税標準額×税率」により算出します。

税率と課税標準額

本市の固定資産税率は1.4%です。

課税標準額は、原則として固定資産の価格(評価額)と同じとなります。
 ただし、住宅用地のように特例措置が適用される場合や、宅地の税負担の調整措置が適用される場合は、適用後の算定額となります。

評価の方法

総務大臣が定めた基準に基づいて次のように評価を行います。

「土地」
 地価公示価格や不動産鑑定評価価格を基に、宅地や農地、山林、原野、雑種地など地目別に定められた評価方法により行います。

「家屋」
 完成した家屋の構造材や外装、内装などに評点を付ける家屋調査に基づいて算定した価格に、経過年数などの補正率を乗じて算出します。

「償却資産」

資産の取得時期や取得価格、耐用年数に基づき、経過年数に応じた減価を考慮して算出します。

商工

公的な融資制度を利用した設備投資が対象
市が中小企業者の借り入れ利子を補給します
 問い合わせ 商工企業課 山崎 ☎(53) 2647

市では、市や県、政府系金融機関などの公的な融資制度を利用して事業用の「設備」を購入した中小企業者に対し、その資金に係る利子相当額を対象として「利子補給金」を交付する制度を設けています。

平成31年および令和元年中に対象となる資金を借り入れ、新たに「設備」を導入し、令和元年12月末日までに返済を開始した人を対象に、次の通り「利子補給金」の交付申請を受け付けます。

受付期間

令和2年1月6日(月)～17日(金)
 午前8時15分～午後5時(土日祝日を除く)

会場

商工企業課(相良庁舎2階)

対象者

市内において事業を営んでいて、市税に未納がない中小企業者

対象資金

- 次の①～④に該当する融資制度により借り受けた設備資金
- ① 政府関係融資制度
- ② 静岡県融資制度
- ③ 牧之原市小口資金融資制度
- ④ 商工貯蓄共済融資制度

交付額

借入金額の1%以内(限度額10万円)

交付期間

借入日から3年以内

必要書類

- ① 交付申請書
- ② 請求書
- ③ 融資制度の名称が確認できるもの(信用保証書など)
- ④ 設備投資の内容と支払いが確認できるもの(契約書や請求書、領収書、支払い預金通帳など)
- ⑤ 返済計画が確認できるもの(返済予定表、返済額明細書など)
- ⑥ 平成31年および令和元年中の月々の利子の支払いが確認できるもの(利息引落し預金通帳、返済証明書など)

申込方法

必要書類を用意し、受付会場にお越しください。
 *来庁前に事前に連絡していただけると、スムーズに受け付けができます。

式展

成人年齢の18歳への引き下げに伴い、成人式の名称を変更
令和4年度から「はたちの集い」になります
 問い合わせ 社会教育課 西川 ☎(53) 2646

平成30年6月13日に成立した民法の一部を改正する法律により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。
 本市では、毎年開催している「成人式」を、民法改正後の令和4年度以降もこれまで通り、20歳の人を対象に「はたちの集い」として式典を執り行いますので、事前にお知らせします。

	令和3年度(令和4年1月9日回)に開催予定)まで	→	令和4年度(令和5年1月8日回)に開催予定)から
名称	成人式	→	はたちの集い
対象者	当該年度に20歳になる人	→	変更なし
実施日	当該年度の1月の第2日曜日	→	変更なし



▲平成30年度の新成人の皆さん

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます
ひとりでも悩まずに相談してください
 問い合わせ 市民相談センター 岡村 ☎(23) 0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。秘密は守られますので、ひとりでも悩まずにまず相談してください。

慌てないで！災害後の住宅や自動車、通信関係の修理

- 台風などによる住宅の雨漏りや破損の修理を行う場合は、複数の事業者から見積もりを取りましょう。また、一人で決めずに周囲に相談をしましょう。
- 火災保険で住宅を修理できるから調査をする」という話には注意してください。火災保険の対象になるかどうかは、必ず自分で契約している保険会社に確認しましょう。
- 倒木で車が凹んだ場合や水害に遭った場合、保険の内容次第で保険適用対象になります。
- 風や雨の影響でテレビが全く映らなくなった場合は、近くの電気店に相談しましょう。
- 停電した場合は、大手電力供給会社(中部電力)に連絡しましょう。

若者を狙う

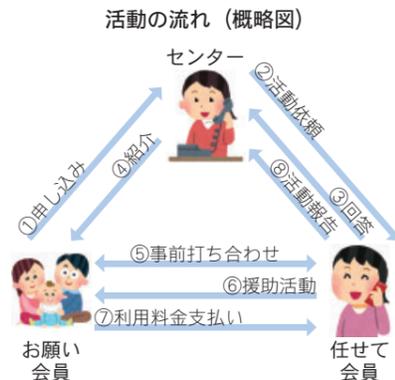
もつげ話にご注意！

- SNSで知り合った人から「もうかる話がある」などと呼び出されて投資に誘われても、断りましょう。
- 「スマホで簡単に月収〇〇万円稼げる」という広告をうのみにしないようにしましょう。スマホで大金を稼げるようなビジネスや副業の具体的なノウハウはありません。
- 友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人から、マルチ取引やもうけ話の勧誘を受けた場合は、勇気を出して断りましょう。友人を勧誘する側になると、人間関係を壊し、金銭トラブルにつながります。
- 海外事業者とのトラブルにも、「クーリング・オフ」を主張できる場合があります。早めに消費生活センターに相談しましょう。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費者ホットライン(☎188)もしくは市民相談センター(☎(23)0088)に相談しましょう。

子育て

地域で地域の子育てを支え合う
ファミリー・サポート・センター
 問い合わせ 子ども子育て課 子育て支援係 ☎(23) 0071

ファミリー・サポート・センター(通称ファミサポ)は、子育て中の家族が安心して働いたり、育児したりすることができるよう、あらかじめ登録した地域の会員同士が活動するネットワークです。



★お願い会員(援助を頼みたい人)

市内に住所がある人で、0歳(おむね生後4カ月)から小学校6年生までの子どもがいる人が利用できます。
 *入会金や年会費、保険加入の負担金なし。利用料は600円から。児童扶養手当などを受給している人には助成あり。

★任せて会員(援助を行いたい人)

市内および近隣市町に住む20歳

★両方会員

お願い・任せて会員の両方に登録する会員です。
活動内容
 ▼保育施設・学校が休みの時や、急な仕事・学校行事への参加・通院・冠婚葬祭などで保護者が外出した際の託児 ▼児童クラブや習い事の送迎 など

<任せて会員研修(後期)日程表>

- ① 1月17日(金)午前 イヤイヤ期の対応/自己肯定感を高める関わり方
- ② 1月24日(金)午前 調乳・栄養・乳幼児の関わり方と事故予防
- ③ 1月31日(金)午前 普通救命講習
- ④ 2月10日(月)午前 親・子・託児者がともに良い時間を過ごすためには
- ⑤ 2月28日(金)午前 絵本の世界/楽しい!ふれあい遊び
- ⑥ 3月13日(金)午前 託児者交流会

研修会場 さざんか(③は吉田消防署を予定)
 *講師の都合などにより内容が変更になる場合があります。研修時間などの詳細は、市ファミリー・サポート・センター(☎0077)まで問い合わせてください。